

四半期報告書

(第88期第1四半期)

アサヒビール株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 3 |
| 3 【関係会社の状況】 | 3 |
| 4 【従業員の状況】 | 3 |
| 第2 【事業の状況】 | 4 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 4 |
| 2 【事業等のリスク】 | 5 |
| 3 【経営上の重要な契約等】 | 5 |
| 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 5 |
| 第3 【設備の状況】 | 14 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 15 |
| 1 【株式等の状況】 | 15 |
| 2 【株価の推移】 | 25 |
| 3 【役員の状況】 | 25 |
| 第5 【経理の状況】 | 26 |
| 1 【四半期連結財務諸表】 | 27 |
| 2 【その他】 | 38 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 39 |

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年5月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第88期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日) |
| 【会社名】 | アサヒビール株式会社 |
| 【英訳名】 | ASAHI BREWERIES, LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 泉谷直木 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号 |
| 【電話番号】 | 東京03(5608)5116 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部長 奥田好秀 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号 |
| 【電話番号】 | 東京03(5608)5116 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員財務部長 奥田好秀 |
| 【縦覧に供する場所】 | アサヒビール株式会社 東海統括支社 (名古屋市中村区名駅一丁目1番4号) アサヒビール株式会社 大阪統括支社 (大阪市中央区城見一丁目3番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第87期 第1四半期連結 累計(会計)期間 | 第88期 第1四半期連結 累計(会計)期間 | 第87期 |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 会計期間 | 自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日 | 自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日 | 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日 |
| 売上高 (百万円) | 284,121 | 280,223 | 1,489,460 |
| 経常利益又は経常損失(△) (百万円) | △1,881 | 10,552 | 101,142 |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 4 | 3,635 | 53,080 |
| 純資産額 (百万円) | 575,973 | 612,856 | 612,670 |
| 総資産額 (百万円) | 1,358,903 | 1,333,348 | 1,405,358 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,230.22 | 1,314.49 | 1,315.51 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 0.01 | 7.81 | 114.10 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 0.01 | 7.81 | 114.00 |
| 自己資本比率 (%) | 42.1 | 45.9 | 43.6 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △18,325 | △31,353 | 125,608 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △11,176 | △7,242 | △41,790 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 28,245 | 46,281 | △90,828 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円) | 16,970 | 18,587 | 10,813 |
| 従業員数 (名) | 16,905 | 15,608 | 16,712 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

(1) 新規

当第1四半期連結会計期間から、Yeastock株式会社は重要性が増したため、また、康師傅飲品控股有限公司が関係会社10社を新たに設立したため、持分法適用関連会社の範囲に含めております。

(2) 除外

当第1四半期連結会計期間から、(株)エルビー（名古屋）は連結子会社との合併のため、また、ヘテ飲料(株)は平成23年1月11日付でLG Household & Health Care Ltd.へ株式を譲渡したため連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

| | |
|---------|----------------|
| 従業員数(名) | 15,608 (4,535) |
|---------|----------------|

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 臨時従業員数は()内に期中平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

| | |
|---------|-------|
| 従業員数(名) | 3,532 |
|---------|-------|

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。なお、上記に含まれる提出会社への出向者数は、173名であります。
2 上記の他に関係会社等への出向者611名、嘱託176名が在籍しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 数量又は金額 | 単位 | 前年同四半期比 (%) |
|----------|---------|-----|-------------|
| 国内酒類 | 455,945 | KL | — |
| 国内飲料 | 59,901 | 百万円 | — |
| 国内食品 | 22,572 | 百万円 | — |
| 国際酒類飲料等 | 19,961 | 百万円 | — |
| その他 | 7 | 百万円 | — |

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 国内酒類の生産数量及び国内飲料、国内食品の生産高には、外部への製造委託を含めております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(2) 受注実績

当社では受注生産はほとんど行っておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 金額 | 前年同四半期比 (%) |
|----------|-------------|-------------|
| 国内酒類 | 162,656 百万円 | △2.4 |
| 国内飲料 | 60,896 百万円 | 4.9 |
| 国内食品 | 23,052 百万円 | 8.3 |
| 国際酒類飲料等 | 20,675 百万円 | △15.0 |
| その他 | 12,942 百万円 | △6.2 |
| 合計 | 280,223 百万円 | △1.4 |

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 前第1四半期連結会計期間 | | 当第1四半期連結会計期間 | |
|--------|--------------|-------|--------------|-------|
| | 販売高(百万円) | 割合(%) | 販売高(百万円) | 割合(%) |
| 国分㈱ | — | — | 29,153 | 10.4 |
| 伊藤忠食品㈱ | — | — | 29,675 | 10.6 |

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 前第1四半期連結会計期間の国分㈱及び伊藤忠食品㈱については、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しました。

5 当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに認識した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績

当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日～3月31日）におけるわが国経済は、海外経済の回復などにより持ち直しの動きが見られたものの、3月に発生した東日本大震災の影響などにより引き続き厳しい状況となっております。

酒類業界におきましては、マーケット全体の中長期的な減少や消費者の嗜好の多様化に加えて、東日本大震災の影響などにより、ビール類全体の課税移出数量は前年同期比1.1%減となりました。

このような状況の下、当第1四半期連結会計期間の売上高は2,802億2千3百万円（前年同期比1.4%減）となりました。また、利益につきましては、営業利益は74億1千2百万円（前年同期比98億7千万円増）、経常利益は105億5千2百万円（前年同期比124億3千3百万円増）、四半期純利益は震災に伴う特別損失約69億円を計上し、36億3千5百万円（前年同期比36億3千万円増）となりました。

当四半期のセグメントごとの概況

（単位：百万円）

| | 売上高 | 前期増減 | 前年同期比 | 営業利益 | 前期増減 | 前年同期比 |
|---------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 国内酒類 | 162,656 | △4,001 | △2.4% | 8,767 | 8,225 | — |
| 国内飲料 | 60,896 | 2,839 | 4.9% | △1,463 | 177 | — |
| 国内食品 | 23,052 | 1,761 | 8.3% | 1,113 | 1,031 | — |
| 国際酒類飲料等 | 20,675 | △3,645 | △15.0% | △601 | 799 | — |
| その他 | 12,942 | △852 | △6.2% | △363 | 177 | — |
| 調整額 | — | — | — | △39 | △541 | — |
| 合計 | 280,223 | △3,897 | △1.4% | 7,412 | 9,870 | — |

(注) 当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しており、前第1四半期連結会計期間の金額を同基準に準拠し算出して比較しております。

国内酒類事業

国内酒類事業につきましては、主力商品のブランド強化や、新たな需要喚起に向けた活動を徹底するとともに、経営環境の変化に左右されない収益基盤の強化に取り組みました。

(ビール・発泡酒・新ジャンル)

ビールについては、旗艦ブランドである『アサヒスーパードライ』のブランド強化に注力しました。福山雅治氏を起用した広告を継続展開するとともに、2月に広告と連動したコラボレーションキャンペーンパックを発売するなど、ブランド価値の向上に向けて情報発信や販売促進活動を積極的に展開しました。

発泡酒については、“糖質ゼロ”※1のパイオニアである『アサヒスタイルフリー』において、糖質ゼロでおいしいという特長を訴求した各種販促施策を展開することなどにより、既存ユーザーとの絆をより強めると共に、新たなユーザーの獲得を図りました。

新ジャンルについては、主力ブランドである『クリアアサヒ』において、クオリティアップの実施や2月に桜デザイン商品を発売するとともに、新たな広告を展開することで、ブランド強化に取り組みました。また多様化するニーズに対応し、3月に“麦100%の新ジャンル”※2『アサヒ一番麦』を新発売し、“糖質70%オフ”“プリン体80%オフ”の新ジャンル『アサヒオフ』を加えたラインアップにより、当社新ジャンルブランド群の更なる存在感の向上に努めました。

以上の取組みを進めた結果、1～2月の売上数量は前年を上回りましたが、東日本大震災により生産・物流拠点の一部を被災し供給面に影響が出たことなどにより、ビール類トータルでは前年同期比1.4%減となりました。

※1 栄養表示基準に基づき、糖質0.5g(100ml当たり)未満を“糖質ゼロ”としております。

※2 ホップ(0.5%未満)を除き、麦由来原料[麦芽・大麦・スピリッツ(大麦)]のみを使用していることから“麦100%”としております。

(焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワイン)

焼酎においては、主力ブランドの『かのか』『大五郎』の桜デザイン商品を展開し、また、『本格芋焼酎 薩摩こく紫』の飲食店向けのキャンペーンを実施するなど、ブランド育成を図りました。

低アルコール飲料においては、主力ブランドの『アサヒSlat(すらっと)』『アサヒカクテルパートナー』のブランド育成に注力しました。また、昨年コンビニエンスストア限定で発売したヘビーユーザー向けのブランド『アサヒパークス』を2月に全業態に販売を拡大するなど、新たな価値の提供にも努めました。

洋酒においては、基幹ブランドの『ブラックニッカクリアブレンド』『竹鶴』のブランド育成・強化に取り組み、特にハイボール人気の高まる中、缶入りの『ブラックニッカクリアハイボール』や、『ブラックニッカクリアブレンド 樽詰めハイボール』の展開を積極的に進めました。

ワインにおいては、輸入ワインの主要価格帯に対して、フランスの『ジネステ』やイタリアの『アンテイノリ』といった既存ブランドに加え、フランス・ローヌ地方のブランド『ニコラ・ペラン』などの新商品を発売し品揃えの充実を図りました。

3月の東日本大震災では、焼酎・洋酒・ワインの製造拠点においては大きな被害はなかったものの、一部の商品については、資材の供給や物流面での影響により販売を休止しました。また、低アルコール飲料では製造・物流拠点の一部が被災し、主力商品の大半を販売休止とした結果、ビール類以外のカテゴリー合計の売上高は前年同期比3.5%減となりました。

以上の結果により、国内酒類事業の売上高は、前年同期比2.4%減の1,626億5千6百万円となりました。また、営業利益は、主に広告・販促費の抑制などにより、前年同期に比べ82億2千5百万円増加し、87億6千7百万円となりました。

国内飲料事業

国内飲料事業につきましては、中核会社である「アサヒ飲料株式会社」が、主力ブランドである『ワンダ』『三ツ矢』『アサヒ十六茶』を中心としたブランドの強化・育成を積極的に進め、成長基盤の更なる磐石化を目指しました。東日本大震災の影響などにより『三ツ矢』は前年を下回ったものの、2月にリニューアル発売した『アサヒ十六茶』や、新商品の発売と消費者キャンペーンの効果で主力ブランドが活性化し、『ワンダ』は好調に推移しました。また昨年7月に発売した『アサヒ六甲のおいしい水』の上乗せ効果に加え、ミネラルウォーターやお茶において震災による需要増が発生したことなどにより、同社の売上数量は、前年同期比11.3%の増加となりました。

以上の結果、国内飲料事業の売上高は、前年同期比4.9%増の608億9千6百万円となりました。営業損益は、主に販売数量の増加やペットボトル内製化比率の向上などコスト削減の取組みにより、前年同期比1億7千7百万円増加し、14億6千3百万円の損失となりました。

国内食品事業

「アサヒフードアンドヘルスケア株式会社」については、指定医薬部外品『エビオス錠』やサプリメント『ディアナチュラ』等の主要商品が、前年同期比2桁増を達成したことに加え、ダイエットサポート食品『スリムアップスリム』や栄養調整食品『1本満足バー』等も大幅増となったことなどにより、売上高を、前年より伸ばすことができました。

また、「和光堂株式会社」については、主力のベビーフードがレトルトパウチ食品『グーグーキッチン』のアイテム拡充などにより引き続き好調に推移し、前年の売上を上回りました。

「天野実業株式会社」については、流通販売事業においてフリーズドライ味噌汁や『にゅうめん』等の主力商品がスーパー等の量販店で大幅増になったことに加えて、通信販売事業において顧客の購入単価が向上したことなどにより、売上高は引き続き拡大いたしました。

以上の結果、国内食品事業の売上高は、3月の東日本大震災により、一部の製造・物流拠点への被災を受けたものの、各社の主力商品のブランド強化に取り組んだことに加え、震災による需要増が発生したことなどにより、前年同期比8.3%増の230億5千2百万円となりました。営業利益は、「アサヒフードアンドヘルスケア株式会社」における広告・販促費の抑制などにより、前年同期に比べ10億3千1百万円増加し、11億1千3百万円となりました。

国際酒類飲料等事業

国際酒類事業につきましては、重点市場である中国において「青島啤酒股份有限公司」との戦略的パートナーシップの強化による青島ブランドの受託製造量の増加に加え、アサヒブランドの販売数量が前年を大きく上回るなど、好調に推移しております。また、アジア・オセアニア市場をはじめ中国以外の各地域でも、現地のパートナーとの提携を強化することにより『アサヒスーパードライ』のブランド力の強化に取り組みました。特に、韓国、タイ、オーストラリアにおいては、販売数量が計画を上回るなど、海外市場における『アサヒスーパードライ』の販売は好調に推移しています。

国際飲料事業につきましては、豪州において「SCHWEPPEES AUSTRALIA PTY LIMITED」では主要商品を中心にブランド強化のための投資を進めるとともに、販売体制強化や生産面、物流面での効率化を図るなど事業基盤の強化を図りました。

以上の結果、中国やオーストラリアの売上高は堅調に推移しておりますが、1月に売却しました韓国飲料事業の売上高がなくなったことなどにより国際酒類飲料等事業全体の売上高は、前年同期比15.0%減の206億7千5百万円となりました。営業損益は、中国ビール事業の収益性の向上と韓国飲料事業の売却に伴う収益の改善などがあり、前年同期に比べ7億9千9百万円増加し、6億1百万円の損失となりました。

その他の事業

外食、卸等その他の事業については、売上高は前年同期比6.2%減の129億4千2百万円となりました。一方、営業損益は前年同期比1億7千7百万円改善し、3億6千3百万円の損失となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて720億9百万円減少しております。これは、主として当社の売上高が季節により大きく変動することによるもので、第1四半期の売上高規模は最も小さいため、売上債権が最も多い会計年度末に比べ大幅に減少することによるものです。（なお、売上債権の前第1四半期連結会計期間末との比較では2.3%減程度の差であり、異常値ではありません。）

負債は、前連結会計年度末に比べて721億9千5百万円減少しております。これも、主に季節要因にかかるもので、第1四半期の売上高規模により未払酒税や買掛金などが期末に比べ大きく減少することや法人税の支払による未払法人税等の減少などによるものです。一方で第1四半期は、支出超過傾向となるため、金融債務（短期借入金、1年内償還予定の社債、コマーシャル・ペーパー、社債、長期借入金の合計）は前連結会計年度末に比べ増加しております。

純資産は、前連結会計年度末に比べ1億8千6百万円増加しております。これは、配当金支出により利益剰余金が減少したものの、当期純利益の影響や為替換算調整勘定が増加したことなどによるものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の43.6%から45.9%に増加しました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は185億8千7百万円となり、前連結会計年度末に比べて77億7千3百万円増加しております。

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは313億5千3百万円の支出となりました。これは、主に第1四半期は売上高が最も少ない時期で事業収入が少ない一方で、売上規模の大きい会計年度末に計上した未払酒税など債務の支払や法人税の支払など支出項目が多いという季節的な要因によるものです。前年同期との比較では、税金等調整前四半期純利益が増加したものの、たな卸資産の増加などによる運転資金の減少や利息及び配当金の受取額の減少、また、法人税等の支払額の増加などにより、130億2千7百万円の支出増となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得や投資有価証券の取得により72億4千2百万円の支出となりました。前年同期との比較では、主に、投資有価証券の取得による支出の減少により、39億3千3百万円の支出減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支出や営業活動及び投資活動の支出資金を短期借入金などで調達したことにより462億8千1百万円の収入となりました。前年同期との比較では、主に、短期借入金の調達額の増加により、180億3千6百万円の収入増となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

①基本方針の内容（概要）

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの企業価値の源泉である“魅力ある商品づくり”“品質・ものづくりへのこだわり”“お客様へ感動をお届けする活動”や有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付に対し、それを抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

②基本方針実現のための取組み（概要）

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、「自然のめぐみを、食の感動へ。『世界品質』で信頼される企業を目指す」という「長期ビジョン2015」を策定し、それを達成するために平成22年度から「中期経営計画2012」への取組みを開始いたしました。

「中期経営計画2012」では、企業価値向上のために、強みである“ものづくり力”を更に強化するとともに、製品、経営、人材など企業活動全ての品質を世界で通用するレベルに高め、既存事業の収益性向上を柱に、新たな成長軌道の確立を目指していきます。

また、同時にコーポレートブランドステートメントを「その感動を、わかちあう。」と制定し、グループ企業全体でお客様、社会にご提供する価値を明確にいたしました。

当社では、グループ経営理念に規定されている企業としての存在意義に基づき、コーポレートブランドステートメントで示したグループとしての提供価値を追求し、「長期ビジョン2015」の達成に向けた「中期経営計画2012」を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

また、当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレートガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

当社においては、平成12年3月30日に執行役員制度を導入したことにより、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における監督機能の強化に努めてまいりました。これに加え、社外役員の選任や、取締役会の下部組織であり社外取締役も委員となっている「指名委員会」及び「報酬委員会」の設置により、社外役員によるチェックが機能しやすい体制としております。

なお、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年3月27日開催の第83回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み<買収防衛策>

当社は、平成22年2月8日開催の取締役会において、①で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の更新を決議し、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会において、本プランの更新につき承認を得ております。

本プランは、以下のイ又はロに該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

イ. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

ロ. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求めます。その後、当社の定める書式により買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書の提出を求めます。当社は、買付説明書の内容を経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供し、その評価・検討を経るものとします。独立委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。独立委員会は、買付者等から提出された情報が不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当を実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施することを勧告します。なお、独立委員会は本プランに定める買付等が、イ．当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合、ロ．強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合、ハ．買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合、の該当可能性が問題となっている場合には、本新株予約権無償割当の実施に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付することができるものとします。本新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式最大1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、当該取締役会が株主の意思を確認することが適切と判断し株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い、新株予約権の無償割当の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

本プランの有効期間は、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

なお、本プランにおいて、新株予約権の無償割当が実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当が実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

②(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、①に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、②(b)に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(a)株主意思を重視するものであること

- イ. 本プランは、平成22年3月26日開催の第86回定時株主総会において承認されたこと。
- ロ. 有効期間が、上記定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに限定されていること。
- ハ. 取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映させることが可能であること。

(b)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社取締役会は、本プランの更新にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役、又は当社が独立委員会規則に定める要件を満たす有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任した3名以上の委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が上記規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断（勧告）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(c)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5)研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、19億6千5百万円であり、なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 972,305,309 |
| 計 | 972,305,309 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|--------------------------------------|---|
| 普通株式 | 483,585,862 | 483,585,862 | 東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 | 完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 483,585,862 | 483,585,862 | — | — |

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの、新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む。)による株式の発行数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

| 2023年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月29日発行） | |
|--|--|
| | 第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日） |
| 新株予約権の数 | 35,000個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 16,611,295株 ※1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 2,107円 ※2 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年6月12日から 平成35年5月12日まで ※3 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 2,107円 資本組入額 1,054円 ※4 |
| 新株予約権の行使の条件 | 平成23年5月29日までは、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし ※5 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | ※6 |
| 新株予約権付社債の残高 | 35,141百万円 |

※ 1 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を※2記載の新株予約権の行使時の払込金額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

※ 2 ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
②新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、2,107円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

※ 3 ①当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年5月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知の翌日から取得日までの間又は取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

- ※ 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ※ 5 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ※ 6 ①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- （イ）新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する新株予約権付社債に係る新株予約権の数と同一の数とする。
- （ロ）新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- （ハ）新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。
- なお、転換価額は※2②と同様の調整に服する。
- （i）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- （ii）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- （ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- （ホ）新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- （ヘ）その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- （ト）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- （チ）組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- （リ）その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

| 2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月29日発行） | |
|--|---|
| | 第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日) |
| 新株予約権の数 | 35,000個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 17,073,170株 ※7 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 2,050円 ※8 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年6月12日から 平成40年5月12日まで ※9 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 2,050円 資本組入額 1,025円 ※10 |
| 新株予約権の行使の条件 | 平成26年5月29日までは、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし ※11 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | ※12 |
| 新株予約権付社債の残高 | 35,000百万円 |

※7 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を※8記載の新株予約権の行使時の払込金額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金によ

る調整は行わない。

※8 ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

②新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、2,050円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ※ 9 ①当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028年5月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知の翌日から取得日までの間又は取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。
- また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
- ※ 1 0 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ※ 1 1 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ※ 1 2 ①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- （イ）新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する新株予約権付社債に係る新株予約権の数と同一の数とする。
- （ロ）新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- （ハ）新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は※8②と同様の調整に服する。
- （i）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- （ii）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- （ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- （ホ）新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- （ヘ）その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- (リ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③ 当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成18年3月30日）

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日) |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数 | 6,190個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 619,000株 ※13 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,688円 ※14 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年3月30日から 平成28年3月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,688円 資本組入額 844円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

※13 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

但し、※14の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

なお、調整前行使価額は、※14に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 / 調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※14 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、※13において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額

調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

- ④ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成17年3月30日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日) |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数 | 5,805個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 580,500株 ※15 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,374円 ※16 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年3月30日から 平成27年3月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,374円 資本組入額 687円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

- ※15 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

但し、※16の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

なお、調整前行使価額は、※16に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 調整前行使価額 / 調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ※16 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、※15において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

- ⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成16年3月30日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日) |
|---|--|
| 新株予約権の数 | 4,665個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 466,500株 ※17 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,205円 ※18 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年3月30日から 平成26年3月29日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,205円 資本組入額 603円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡、質入の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

※17 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

※18 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は含まない。)するときは、次の計算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新株発行による増加株式数}}$$

- ⑥ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成15年3月28日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日) |
|---|--|
| 新株予約権の数 | 88個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 88,000株 ※19 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 830円 ※20 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年3月28日から 平成25年3月27日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 830円 資本組入額 830円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡、質入の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

※19 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

※20 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は含まない。)するときは、次の計算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

⑦ 旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの新株引受権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成14年3月28日)

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日) |
|-------------------------------------|--|
| 新株引受権の数 | — |
| 新株引受権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数は100株であります。 |
| 新株引受権の目的となる株式の数 | 228,900株 |
| 新株引受権の行使時の払込金額 | 1,090円 |
| 新株引受権の行使期間 | 平成17年1月1日から 平成24年3月27日まで |
| 新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,090円 資本組入額1,090円 |
| 新株引受権の行使の条件 | 退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅 |
| 新株引受権の譲渡に関する事項 | 譲渡、質入の禁止 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項 | — |

(注) 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受証券による権利行使の場合は含まない。)するときは、次の計算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年1月1日～ 平成23年3月31日 | — | 483,585 | — | 182,531 | — | 130,292 |

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------------|-----------|-----------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 18,220,000 | — | 株主としての権利内容に制限のない 標準となる株式 |
| | (相互保有株式) 9,400 | — | 同上 |
| 完全議決権株式(その他) | 464,565,700 | 4,645,657 | 同上 |
| 単元未満株式 | 790,762 | — | — |
| 発行済株式総数 | 483,585,862 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 4,645,657 | — |

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式56株及び相互保有株式(今泉酒類販売株式会社)2株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,800株(議決権の数28個)含まれております。

3 「完全議決権株式(自己株式等)」「完全議決権株式(その他)」「単元未満株式」は、全て普通株式であります。

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|---------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) アサヒビール株式会社 | 東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号 | 18,220,000 | - | 18,220,000 | 3.77 |
| (相互保有株式) 今泉酒類販売株式会社 | 福岡県粕屋郡粕屋町 大字仲原1771番地の1 | 9,400 | - | 9,400 | 0.00 |
| 計 | — | 18,229,400 | - | 18,229,400 | 3.77 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成23年 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|-------------|-------|-------|
| 最高(円) | 1,593 | 1,609 | 1,598 |
| 最低(円) | 1,516 | 1,518 | 1,298 |

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場です。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。また、当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、有限責任 あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもってあずさ監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日) |
|---------------|-------------------------------|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 19,209 | 11,534 |
| 受取手形及び売掛金 | 192,340 | 274,379 |
| 商品及び製品 | 73,679 | 64,178 |
| 原材料及び貯蔵品 | 30,348 | 31,180 |
| 繰延税金資産 | 15,838 | 14,622 |
| その他 | 34,195 | 30,842 |
| 貸倒引当金 | △4,451 | △5,685 |
| 流動資産合計 | 361,161 | 421,052 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 396,025 | 398,687 |
| 減価償却累計額 | △227,025 | △224,957 |
| 建物及び構築物（純額） | 168,999 | 173,729 |
| 機械装置及び運搬具 | 492,937 | 489,228 |
| 減価償却累計額 | △362,972 | △357,706 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 129,965 | 131,522 |
| その他 | 141,663 | 141,789 |
| 減価償却累計額 | △78,633 | △79,224 |
| その他（純額） | 63,029 | 62,565 |
| 土地 | 179,647 | 182,569 |
| 建設仮勘定 | 4,573 | 6,714 |
| 有形固定資産合計 | 546,214 | 557,100 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 84,074 | 84,172 |
| その他 | 36,889 | 37,640 |
| 無形固定資産合計 | 120,963 | 121,812 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 237,266 | 235,685 |
| 繰延税金資産 | 30,310 | 30,450 |
| その他 | 42,539 | 45,156 |
| 貸倒引当金 | △5,106 | △5,900 |
| 投資その他の資産合計 | 305,009 | 305,392 |
| 固定資産合計 | 972,187 | 984,305 |
| 資産合計 | 1,333,348 | 1,405,358 |

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日) |
|--------------|-------------------------------|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 72,937 | 102,948 |
| 短期借入金 | 72,221 | 69,259 |
| 1年内償還予定の社債 | 15,000 | 15,000 |
| 未払酒税 | 82,125 | 119,338 |
| 未払法人税等 | 576 | 32,493 |
| 預り金 | 19,769 | 19,609 |
| コマーシャル・ペーパー | 55,000 | 14,000 |
| 賞与引当金 | 7,365 | 2,817 |
| その他 | 103,248 | 124,406 |
| 流動負債合計 | 428,245 | 499,874 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 135,141 | 135,144 |
| 長期借入金 | 77,905 | 78,019 |
| 退職給付引当金 | 24,188 | 24,738 |
| 役員退職慰労引当金 | 219 | 597 |
| 資産除去債務 | 508 | — |
| 繰延税金負債 | 4,745 | 4,831 |
| その他 | 49,536 | 49,481 |
| 固定負債合計 | 292,246 | 292,813 |
| 負債合計 | 720,492 | 792,688 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 182,531 | 182,531 |
| 資本剰余金 | 150,872 | 150,910 |
| 利益剰余金 | 292,829 | 295,228 |
| 自己株式 | △28,577 | △28,721 |
| 株主資本合計 | 597,655 | 599,948 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 285 | 198 |
| 繰延ヘッジ損益 | — | 693 |
| 為替換算調整勘定 | 13,899 | 11,351 |
| 評価・換算差額等合計 | 14,184 | 12,243 |
| 少数株主持分 | 1,017 | 478 |
| 純資産合計 | 612,856 | 612,670 |
| 負債純資産合計 | 1,333,348 | 1,405,358 |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日) |
|---------------------|---|---|
| 売上高 | 284,121 | 280,223 |
| 売上原価 | 184,472 | 176,499 |
| 売上総利益 | 99,648 | 103,723 |
| 販売費及び一般管理費 | *1 102,106 | *1 96,311 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △2,458 | 7,412 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 64 | 78 |
| 受取配当金 | 160 | 38 |
| デリバティブ評価益 | — | 2,384 |
| 持分法による投資利益 | 1,972 | 1,819 |
| その他 | 421 | 440 |
| 営業外収益合計 | 2,619 | 4,760 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,104 | 921 |
| その他 | *2 938 | *2 700 |
| 営業外費用合計 | 2,043 | 1,621 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △1,881 | 10,552 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 625 | 74 |
| 投資有価証券売却益 | 7 | — |
| 関係会社株式売却益 | — | 2,629 |
| 貸倒引当金戻入額 | 1,534 | 1,252 |
| 持分変動利益 | 726 | — |
| 特別利益合計 | 2,893 | 3,956 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 523 | 58 |
| 投資有価証券売却損 | 5 | — |
| 投資有価証券評価損 | 187 | 847 |
| 震災関連費用 | — | *3 6,927 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | — | 460 |
| その他 | — | 358 |
| 特別損失合計 | 715 | 8,652 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 296 | 5,856 |
| 法人税等 | *4 821 | *4 2,561 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | — | 3,294 |
| 少数株主損失(△) | △529 | △340 |
| 四半期純利益 | 4 | 3,635 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 296 | 5,856 |
| 減価償却費 | 14,787 | 14,795 |
| のれん償却額 | 1,622 | 1,340 |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少) | △265 | 686 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | △1,654 | △1,224 |
| 受取利息及び受取配当金 | △225 | △116 |
| 支払利息 | 1,104 | 921 |
| 持分法による投資損益 (△は益) | △1,972 | △1,819 |
| 投資有価証券評価損益 (△は益) | 187 | 847 |
| 関係会社株式売却損益 (△は益) | — | △2,629 |
| 固定資産除売却損益 (△は益) | △101 | △15 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | 78,217 | 79,500 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | △5,802 | △10,278 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | △23,860 | △27,476 |
| 未払酒税の増減額 (△は減少) | △46,343 | △37,214 |
| その他 | △14,002 | △17,414 |
| 小計 | 1,985 | 5,758 |
| 利息及び配当金の受取額 | 4,595 | 105 |
| 利息の支払額 | △650 | △645 |
| 法人税等の支払額 | △24,255 | △36,571 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △18,325 | △31,353 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △6,352 | △5,696 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △1,476 | △797 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △3,669 | △318 |
| 貸付けによる支出 | △577 | △213 |
| 貸付金の回収による収入 | 940 | 318 |
| その他 | △40 | △534 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △11,176 | △7,242 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少) | 34,945 | 52,298 |
| リース債務の返済による支出 | △581 | △1,068 |
| 長期借入れによる収入 | 137 | — |
| 長期借入金の返済による支出 | △2,120 | △128 |
| 自己株式の取得による支出 | △6 | △2 |
| 配当金の支払額 | △5,115 | △5,817 |
| その他 | 985 | 999 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 28,245 | 46,281 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 142 | 88 |

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日) |
|----------------------------|---|---|
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △1,114 | 7,773 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 18,082 | 10,813 |
| 非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額 | 2 | — |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 16,970 | ※ 18,587 |

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) | |
|--|--|
| 1. 連結の範囲に関する事項の変更 | <p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間から、㈱エルビー（名古屋）は連結子会社との合併のため、また、ヘテ飲料㈱は平成23年1月11日付でLG Household & Health Care Ltd.へ株式を譲渡したため連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 49社</p> |
| 2. 持分法の適用に関する事項の変更 | <p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間から、Yeastock株式会社は重要性が増したため、また、康師傅飲品控股有限公司が関係会社10社を新たに設立したため、持分法適用関連会社の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用会社数 非連結子会社1社、関連会社51社</p> |
| 3. 会計処理基準に関する事項の変更 | <p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ12百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は473百万円減少しております。</p> |

【表示方法の変更】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) | |
|---|--|
| (四半期連結損益計算書関係) | |
| <p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p> | |

【簡便な会計処理】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) | |
|--|---|
| 1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 | 一部の連結子会社は、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。 |
| 2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 | 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 |
| 3. 棚卸資産の評価方法 | 当社及び一部の連結子会社は、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) | |
|--|---|
| 税金費用の計算 | 税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日) | 前連結会計年度末 (平成22年12月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|---------------|----|-----|-----|------|-------|-----|-------|----|-----|--|---|------|---------------|----|-----|-----|------|-------|-----|-------|----|-----|--|
| 偶発債務 保証債務 銀行借入に対する保証債務等 | 偶発債務 1 保証債務 銀行借入に対する保証債務等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>243</td> <td>銀行借入</td> </tr> <tr> <td>その他3件</td> <td>388</td> <td>銀行借入等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>631</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 摘要 | 従業員 | 243 | 銀行借入 | その他3件 | 388 | 銀行借入等 | 合計 | 631 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>271</td> <td>銀行借入</td> </tr> <tr> <td>その他3件</td> <td>378</td> <td>銀行借入等</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>650</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 摘要 | 従業員 | 271 | 銀行借入 | その他3件 | 378 | 銀行借入等 | 合計 | 650 | |
| 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員 | 243 | 銀行借入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他3件 | 388 | 銀行借入等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 631 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員 | 271 | 銀行借入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他3件 | 378 | 銀行借入等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 650 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 割引手形 87 百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) |
|----|--|---|
| ※1 | 販売費及び一般管理費の内訳 販売奨励金及び手数料 32,497 百万円 広告宣伝費 13,757 " 運搬費 8,078 " 従業員給与・手当・賞与 16,555 " 退職給付費用 1,545 " 減価償却費 3,359 " のれん償却費 1,516 " | 販売費及び一般管理費の内訳 販売奨励金及び手数料 34,133 百万円 広告宣伝費 8,861 " 運搬費 8,248 " 従業員給与・手当・賞与 16,248 " 退職給付費用 1,715 " 減価償却費 3,449 " のれん償却費 1,234 " |
| ※2 | 営業外費用その他の中に、持分法適用関連会社の持株会社で発生しているのれん償却額106百万円が含まれております。 | 同左 |
| ※3 | ————— | 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う費用について、現時点で認識されている費用を計上しております。 |
| ※4 | 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。 | 同左 |
| 5 | 季節要因による影響について 当社グループの業績は、主要な事業である酒類、飲料事業の需要が特に夏季に集中するため、季節変動があります。特に第1四半期は、需要が通期で最も少ない時期であります。 | 季節要因による影響について 当社グループの業績は、主要な事業である国内酒類、国内飲料事業の需要が特に夏季に集中するため、季節変動があります。特に第1四半期連結累計期間は、需要が通期で最も少ない時期であります。 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日) |
|---|--|--|
| ※ | 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 18,537百万円 預金期間が3ヶ月超の定期預金 <u>△1,567 "</u> 現金及び現金同等物 <u>16,970百万円</u> | 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 19,209百万円 預金期間が3ヶ月超の定期預金 <u>△622 "</u> 現金及び現金同等物 <u>18,587百万円</u> |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年3月31日) |
|---------|-----------------------------------|
| 普通株式(株) | 483,585,862 |

2. 自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 (平成23年3月31日) |
|---------|-----------------------------------|
| 普通株式(株) | 18,128,888 |

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成23年3月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 5,817 | 12.50 | 平成22年12月31日 | 平成23年3月28日 |

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

| 摘要 | | | | | | | |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| | 酒類 (百万円) | 飲料 (百万円) | 食品 (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
| 売上高及び営業損益 | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 売上高 | 168,702 | 79,801 | 21,290 | 14,326 | 284,121 | — | 284,121 |
| (2) セグメント間の 内部売上高又は振替高 | 2,378 | 160 | 417 | 11,052 | 14,008 | (14,008) | — |
| 計 | 171,081 | 79,961 | 21,708 | 25,378 | 298,129 | (14,008) | 284,121 |
| 営業費用 | 170,844 | 82,718 | 21,620 | 25,887 | 301,071 | (14,492) | 286,579 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 236 | △2,756 | 87 | △509 | △2,941 | 483 | △2,458 |

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質により区分しております。

2. 各事業の主な製品 (1)酒 類……………ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他

(2)飲 料……………清涼飲料他

(3)食 品……………食品事業、薬品事業

(4)そ の 他……………不動産事業、外食事業、卸事業、物流事業他

3. 当第1四半期連結累計期間における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額はありません。

4. 当第1四半期連結会計期間より、従来の「食品・薬品」について「食品」へ名称を変更いたしました。
なお、当該変更は、名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメントの情報を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営陣が経営資源の配分の決定等のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、国内においては、主に酒類、飲料、食品の製造・販売を行っており、また、海外においては主に酒類、飲料の製造・販売を行っております。

したがって当社グループは「国内酒類」、「国内飲料」、「国内食品」、「国際酒類飲料等」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントと「その他」の区分に属する主な製品及びサービスの種類は以下のとおりです。

「国内酒類」・・・ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他酒類製品の製造・販売

「国内飲料」・・・清涼飲料他の製造・販売

「国内食品」・・・食品、薬品の製造・販売

「国際酒類飲料等」・・・ビール他酒類製品、清涼飲料の製造・販売他

「その他」・・・外食事業、卸事業、物流事業他

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

(単位:百万円)

| | 国内酒類 | 国内飲料 | 国内食品 | 国際酒類飲料等 | その他 | 調整額(注)1 | 四半期連結損益計算書計上額(注)2 |
|-------------------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|-------------------|
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 162,656 | 60,896 | 23,052 | 20,675 | 12,942 | — | 280,223 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 7,320 | 805 | 543 | 2 | 11,337 | △20,010 | — |
| 計 | 169,977 | 61,702 | 23,596 | 20,677 | 24,279 | △20,010 | 280,223 |
| セグメント利益又は損失(△) | 8,767 | △1,463 | 1,113 | △601 | △363 | △39 | 7,412 |

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△39百万円には、主として、棚卸資産及び固定資産の未実現利益の調整額等が含まれております。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結会計期間における、重要な発生及び変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日) | 前連結会計年度末 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------|---------------------------|
| 1株当たり純資産額 1,314.49円 | 1株当たり純資産額 1,315.51円 |

2. 1株当たり四半期純利益金額等

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純利益 0.01円 | 1株当たり四半期純利益 7.81円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 0.01円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 7.81円 |

(注) 1. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日) |
|---|---|---|
| 四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円) | 4 | 3,635 |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 4 | 3,635 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 465,117 | 465,422 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百 万円) | — | — |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(千株) | 534 | 287 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要 | — | — |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月13日

アサヒビール株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒井弘行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原田一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長崎康行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒビール株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒビール株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月13日

アサヒビール株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 弘 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒビール株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒビール株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【会社名】 アサヒビール株式会社

【英訳名】 ASAHI BREWERIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 泉 谷 直 木

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役副社長 本 山 和 夫

【本店の所在の場所】 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

【縦覧に供する場所】 アサヒビール株式会社 東海統括支社
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)

アサヒビール株式会社 大阪統括支社
(大阪市中央区城見一丁目3番7号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長泉谷直木及び当社最高財務責任者本山和夫は、当社の第88期第1四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。